

京都市告示第109号

京都市ラクト健康・文化館条例第12条の規定に基づき、平成16年4月1日から平成17年3月31日まで、京都市ラクト健康・文化館の管理を次のとおり委託します。

平成16年 4月1日

京都市長 榎本 頼兼

受託者の名称	所在地	委託する事務の範囲等
京都シティ開発株式会社	京都市山科区上野御所ノ内町16番地の10	<ol style="list-style-type: none">1 京都市ラクト健康・文化館条例（以下「条例」という。）第4条の規定による利用の許可に関する事。2 条例第9条第1項の規定により利用者が特別な設備をしようとするときの許可に関する事。3 条例第11条の規定による原状回復の検査に関する事。4 京都市ラクト健康・文化館（以下「健康・文化館」という。）の施設、付属設備及びその他の物品の維持管理及び安全に関する事。5 前各号に掲げるもののほか、健康・文化館の管理等に関し、市長が必要と認める事項

(建設局都市整備部拠点整備課)